

閣第一八三號

昭和三十一年十一月八日

主査事務官
参事官

法 制 局

3
176

上申

閣議決定

上奏下附

枢密院諮詢

徹回の閣議決定

昭和三十一年十一月八日
土月八日
土月八日

十一月十九日

官 館

理事官

元 號 法 案

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム
追テ本件ハ枢密院官制第六條ノ規定ニ依リ枢密院ニ付諮詢相成可然ト認ム

勅 律 令 案

別紙ノ通

九〇

めくれず

裏面白紙

閣第一八三號

法 制 局

昭和三十一年十一月八日

主査 參事官

長官 次長

庶務主幹

理事官

參事官

元號法案

起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム
追テ本件ハ樞密院官制第六條ノ規定ニ依リ樞密院ニ付諮詢相成可然ト認ム

別紙ノ通

法律

案

元號法案

右

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

年 月 日

國務各大臣

内

閣

元號法

皇位の繼承があつたときは、元號を建て、一世の間、これを改めない。
元號は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
昭和の元號は、この法律によつて定めたものとみなす。

裏面白紙

日本國憲法施行に伴ひ、あらたに、元號に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。